(2) 無線システム普及支援事業 (民放ラジオ難聴解消支援事業)

【山田官房長】 それでは、引き続き、本日2件目の案件に入らせていただきます。

無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業)について、担当部局から資料に沿ってまずご説明をお願いいたします。発言者は青いボタンを押していただいてご発言いただき、その後、発言が終わりましたら、必ずそのボタンをもう一度押してスイッチを切っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、ご説明をお願いいたします。

【説明者】 地上放送課長をしています藤田と申します。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。座って説明させていただきます。

事業名は民放ラジオ難聴解消支援事業でございまして、事業開始年度は26年度。事業終了予定年度は平成30年度を予定しております。事業の目的は、ラジオ放送は国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供手段として有用なものであり、引き続き公共的な責務を果たすため、周波数の有効利用を図りつつ、ラジオ放送において生じている難聴を解消することを目的とする、そういったものでございます。

以下はパワーポイントの補足説明資料に従って簡潔に説明させていただきます。まず補 足説明資料の2ページ目をお開きください。ラジオの有用性についてですが、先ほど申し ましたように、ラジオはふくそうがなく、安定した受信が可能で、停電下でも乾電池で長 時間受信可能。そういった特性から、その有用性が改めて認識されているところでござい ます。

とりわけ東日本大震災の際には発生直後からテレビ、ラジオともに特別編成番組に移行し、長期間にわたり、被災情報、安否情報、生活情報など、必要とされる情報を提供し続けたところでございます。下のグラフにありますように、地震発生後最初に利用したメディアは何ですかということに対しましては、約半分の方がラジオであるというふうな調査結果もあるところでございます。

続きまして、次のページ、3ページ目、そのラジオの聞こえないというパターンが3類型ございまして、都市型難聴、それから、地理的・地形的難聴、外国波の混信による難聴といったものがございます。とりわけ1番にありますように、最近は建造物の構造の変化、高層化とか、堅牢化によりまして、電気の雑音の影響が増加して、特に都市部において難聴が広がっている。そういった特徴があるところでございます。

4ページ目に行きまして、AMラジオとFMラジオの特性でございますが、AMラジオ

はカバーエリアが広いという面があります。一方で、FMラジオのほうはカバーエリアが狭いということになっています。難点としましてはAMラジオは電気雑音の影響を受けやすい。夜間になると、外国の電波が飛んできまして、その混信を受けやすいといったデメリットがございます。一方で、FMラジオのほうは雑音に強くて音質が高い。それから、外国の電波による混信がほとんどない。こういった特性がございます。

この特性を利用しまして、次のページにありますように――5ページ目です。この利点を生かしまして、難聴対策としてFM方式によるAMラジオの補完中継局という制度を26年4月から設けているところでございます。これはご案内のように、地上デジタル放送への移行によりまして空き周波数帯が確保できた。それを活用することによってこの制度も実現したというものでございます。

次のページにございまして、事業の具体的な内容でございます。電波利用料を財源としたものでございまして、今まで申し上げましたような目的に照らして実施しているところでございまして、事業主体は民放ラジオ放送事業者等、それから自治体。補助対象としましては中継局の整備。補助率はここにありますように、地理的・地形的難聴、外国波混信が3分の2で、都市型難聴が2分の1となっているところでございます。

7ページに行きまして、民放事業者への補助の必要性ということについてでございますが、ラジオ放送によって難聴解消が非常に課題となっておりまして、これは国の国土強靱化基本計画においてもラジオ放送の難聴対策を推進することとされているところであります。一方で放送事業者、特にラジオ事業者でございますが、財政基盤が決して豊かではございません。そういったところもありまして、彼らの取り組みだけでは限界があり、十分に行われないおそれがございます。また、生活情報や災害情報を含め、視聴者が必要な情報というのはそれぞれにございます。それらを選択できるようにすることが望ましく、必ずしもNHKだけに限らず民放からも情報ができるようにするということが重要であるというふうに考えております。これが今回の支援する理由でございます。

下にありますように、例えば東日本大震災のときの事例でございますが、NHKは震災発生後、このときは総合テレビ、テレビの放送の音声をそのままラジオに流して対応した。その後ブロック単位、県単位のローカル放送を開始したということがございました。一方で、民間のラジオ放送局でございますが、震災発生直後から各県域放送が特別番組を編成してその地域の情報を流していたということでございます。

以下、解消の事例でございます。8ページ目でございます。株式会社毎日放送さん。こ

れは近畿広域圏の放送事業者でございますが、ここでは都市難聴が多数発生しております。ここで難聴対策をしたところでございますが、リスナーの反応としましては、もともとラジオを聞くのは諦めていた。でも、手持ちの古いラジオで選局――昔のラジオ受信機はテレビの1チャンネルのところも受信できるようになっておるものがありまして、そこを使って今回FM放送を使っておるわけでございまして、古いラジオを出してみたところ聞くことができましたというようなこともございました。

次の9ページ目、山口放送さんです。ここは外国波の混信があるところです。地方に行きますと、車の中で視聴するといった方も大変多いところでございます。外国波の混信で聞きづらかったんですが、運転中でも非常にクリアに聞けるようになったというようなリスナーの反響がございました。

こういったことで整備状況が 10ページにありまして、全国の放送事業者で整備が進められているところでございます。

前回宿題をいただきましたように、11ページ目に特に熊本地震のときのFM補完放送のリスナーの反応を集めてみました。熊本につきましては3月28日から試験放送を開始しておりまして、4月14、16というのは地震があった日でございますが、このときにはフルパワーで既に放送を開始していたという状況でございました。ここの以下のことは放送事業者を経由して入手した声でございます。その声の中で一部紹介しますと、FM補完放送により鮮明に聞けるようになりました。地震情報もキャッチできて助かっておりますと。3つ目ですね。熊本放送、これはAMのラジオ放送局ですが、入りにくい場所だった。でも、今はラジオをあちこち移動させなくてもはっきり聞こえるようになって、情報の収集に役立っています。3つ目、今回の地震で一番役立ったものと言えば、やはりラジオです。ワイドFMが始まったばかりでしたが、一番の情報源でした。下から2つ目、避難所に移動するまで便りはラジオでずっとつけていました。買ったばかりのワイドFM対応ラジオは電波の入りもよく役立ちました。また、一番下のように、避難所にあったワイドFMラジオは音楽やメッセージで励まされました。こういった声が寄せられておるところでございます。

この事業の進捗状況について12ページ目でご説明申し上げます。今回のこの事業の目標の設定としましては、カバーエリアが最も多い親局の難聴地域を解消することを目標として設定しておりまして、ラジオ事業者の回答に基づきまして47の解消目標を立てているところでございます。現在の進捗状況は47分の19でございます。比較的広域圏から

整備ができましたので、既に解消した世帯数は下にありますように、3,300万世帯のところが難聴解消のそこのエリアにある住民の方はここになっております。

次のページから補助金の交付の適正化につきましてはきちんと取り組んでいるところでございます。14ページに行きますと、採択時でもエリアが違うとか、出力が過大なものはないかとか、調査不足になっていないかということで不採択にしたものもございます。また、交付決定時に減額、不要なもの、予備の予備を入れているとか、ついでに老朽の更新をしようとしているものは排除したと。また、実績報告のときも目的にそぐわないものを減額するといった措置を講じてきております。

最後にFM補完放送の受信機の普及状況についてでございます。これは16ページでございます。受信機に関しましては、平成27年度以降、国内出荷台数は140万台、直近のはなっております。このほとんどは既に、直近のものはFM補完放送対応の受信機になっております。過去の2,000万台近くの出荷台数があると聞いておりますが、約半数はたまたまそこの今回使うFMの帯域もカバーした受信機になっているというふうに聞いております。その他、輸入している受信機もございます。これについてはもともとも外国ではこの帯域は、今回FMの帯域を対象とした受信機、世界的にはそこのFM局が聞けるような受信機が基本的につくられておりますので、日本対応にでもしない限りは聞けるような対応になっておりますので、そこはざっくりと半数以上はFM補完放送の周波数帯域を受信可能なものと推測されますということになっています。

今後総務省では、これまで受信機メーカーさん、自動車メーカー、カーナビメーカーとも会合を開催して受信機の普及に努めているところでございますが、引き続き努めていこうと思っております。また、今般、民放のAMラジオ47社で連絡会を発足させまして、こういった関係者と対する普及活動を初めているところでございます。

下の写真は先週……。

【山田官房長】 そろそろまとめてください。

【説明者】 先週、量販店に行きまして、写真を撮った内容で、売り場はこのような状況になっております。以下は関係の政府の方針を盛り込んだものを掲載しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山田官房長】 それでは、事務局から議論すべき論点について説明をお願いいたします。

【椿会計課長】 論点シートの2ページをごらんください。2点挙げております。

1点目、本事業は、民間放送事業者に対する補助であり、民間放送事業者との役割分担 が適切に行われているか。民間放送事業者に委ねることができないか。

2点目、FM補完局を整備してもワイドFMを受信できる受信機が十分に普及していない状況であり、ワイドFM受信機の普及に向けた取り組みを強化すべきではないか。 以上です。

【山田官房長】 ありがとうございました。それでは、これからご議論をお願いしたいと思います。有識者の先生方からご質問、ご意見等、お願いいたします。では、石堂先生、お願いいたします。

先ほどの案件でも外国人観光客と防災対策の目的が混在しているという指摘 【石堂】 が随分あったんですけど、この事業も、レビューシートの事業の目的のところで、ラジオ 放送は国民生活に密着した情報や災害時における生命財産の確保に必要な情報というふう に併記されているんですね。ということは、災害時でない、日常生活を送る上での情報を 伝えるためにも、難聴対策は必要であるというふうに読めるんですね。配られた説明資料 のほうでは冒頭の2のところで、災害時におけるラジオの有用性ということで、ここでは 災害のことがすごく強調されるわけです。一方、7ページに行って、民放事業者への補助 の必要性というところに飛ぶと、最初のポツのところでは、国土強靱化基本計画、これは どうも防災の観点からのように見えるんですけれども、2つ目のポツのところに行きます と、「生活情報や災害情報を含め」となってて、最後は、要は多様な情報提供手段を確保す るんだというふうになる。そうすると、施策として、日常生活で得る情報源として、テレ ビもあるし、ラジオもあるし、NHKもあるという中で、民放のラジオ放送の普及を図り たいという政策なのかという感じがするんですね。それだとすれば、民放ですから、いわ ば市場原理に任せておけばいい話になるだろう。国がやるべきとすれば災害対策に特化し たものになるべきでないのかなという感じを受けます。

そのときに災害時の話になりますと、NHKでは難聴対策をこれまでもずっとやってきているという実績があって、言ってみれば、災害時にもNHKに頼ることはできるという体制を、これはNHKは税金ではないですけれども、我々の受信料でやってくる。それを各年度国がいわば予算にOKを出してやってきている中で、これまで営々として難聴対策をやってきたはずなんですね。そうすると、総務省の見方としては、NHKはずっとそういうふうにして整備したと。整備しつつも、やっぱり民放のほうでも同じような整備が必

要だということをずっと考えてきたということになるんだろうか。そこは非常に疑問に思うんですね。年間10億以上のお金を使いながら、これをやっているわけですけれども、極論を言えば災害時にはNHKラジオを聞きなさいというアピールを全体的にやることで、これはやらなくても済む施策なのではないかという気もするんですけれども。これはちょっと極論ではありますけれども、何か民放を聞こえやすくすることで災害対策にするというのもいま1つ根拠として弱いような感じを受けるんですけれども、いかがでしょうか。

【山田官房長】 お願いいたします。

【説明者】 ご質問いただいた点にお答えします。確かに併記しておりますが、基本は 災害情報を含めた情報提供手段の確保だということでございます。AM放送の普及という か、AM放送は1925年にスタートして以来、既に国民に普及しておるものでございます。そのAM放送が昨今の都市難聴も含めて、非常に聞こえない。そういう状況に今至っておりまして、そこを今回確保した周波数においてFM放送波を使って聞こえるようにするというのが今回の趣旨だと思っております。

あとNHKとの関係もございますが、先ほどご説明しましたが、まず放送法の考え方からしましても、放送法の中におきましても、既に放送制度というのはNHKと民放という二元体制で進めておるわけでございますが、放送は免許事業ということで既に民間の放送事業者にも放送していただくように割り当てしております。その放送が国民に最大限普及されて効用をもたらすことを保障することということが放送法の第1条に書かれておりまして、そこはNHKだけと言わず国民が必要な情報を取捨選択できるという環境をつくっておくということが、いろいろな情報入手ルートがあるということが必要かと思っております。先ほどご説明しましたように、7ページにもありましたように、NHKは全国放送の役割も担っておりまして、前回の例を見ますと、総合テレビの音声放送をまず最初に全部流したということもありますし、民間放送はそれぞれ地域でやっておりますから、地域情報を流し、地域に密着したリスナーの声とか、丁寧に拾うという役割も災害の中ではあったように聞いておりますので、そこはおのずと今も放送政策が二元体制であるという中の延長で考えますと、それぞれに役割があってしかるべきだと思います。

それに国費を使うことはどうなのかということは、放送事業者に任せていれば、そういった十分な整備がなかなか望みにくいという面がございまして、そこはあくまで実施主体は放送事業者でございまして、そこを一刻も早く、最悪の場合、災害のときに非常に役立っという目的もございますから、そこをやっていただくためには一定の補助をすることに

よって、そこを促進させるという効果はあるものと考えております。

【石堂】 2点追加的に質問させていただくとすれば、災害時にNHKが全国放送であるがゆえにというお話がありましたけれども、これはNHKも各地方局を持っているわけで、全国放送ばかり流したのがよくなければ、この次からは地方局に割り当てするなりして、地方の情報を流すようにしましょうねという指導をすべきではないかなというふうに思います。

また、ラジオの案件のときにテレビを持ち出すとあれかもしれませんけれども、多様な情報源という話からいけば、言ってみれば全国津々浦々、テレビが同じだけの多チャンネルを見れるようにするのかということまではおそらく考えないと思うんですね。だけど、多チャンネル化したほうが、いろいろな情報を国民が得られるという意味では全く同質の議論になると思うんです。ですから、そこはこれがいいんだというために、いいと言われたもののためにはどんどんやるんだというだけの姿勢ではちょっとまずいんじゃないかなという感じを受けますけれども、いかがですかね。

【説明者】 お話しいただきましたケース、NHKの指導というのは、中身によりますので、あろうかと思います。これはたまたまそのときの放送した事例はこうだったということでございまして、ふだんから聞きなじんだ放送を聞くということも視聴者の選択の問題でございますから、そこはNHKだけを聞きなさいという話で閉じるというものではないかと思っております。

もう1点のお話は、まずラジオの特性ということでいきますと、災害時停電とか、いろいろなことがあろうかと思います。持ち運びやすい。電池を入れていればどこでも聞ける。 そういったメリットはテレビと大きく違った特性もあります。

【石堂】 違います。私が言いたいのは、最初に言ったように、国民の日常生活の情報源という側面と災害と2つ並べている中で、日常生活においてもいろいろな放送法の建前からいけば、いろいろな情報源があったほうがいいんだというならば、テレビだって同じことでしょうということを言ったのであって、災害時にテレビに頑張れという趣旨で発言しているわけではないです。

【説明者】 今テレビもそういうことでそれぞれ地域においては県域放送が複数局あって、NHKと二元体制でやっていますし、そこはラジオと同じ構造だと思うんですけど。 すみません。質問の意図を把握していません。

【山田官房長】 山田先生、お願いいたします。

【山田】 この資料でFM補完放送、ワイドFM対応のラジオは、結構販売も既に国内にあって、多くの人が持っているというふうに書かれています。一方で、先日の熊本地震について西日本新聞の記事を検索したら、益城町でラジオの記事がありまして、ラジオを持っていない被災者もいるので、国から1万5,000個が無償提供される予定。町の全世帯が1万2,000戸ほどだから、全戸配布と捉えていいというふうに言って、益城町は誰もラジオを持ってなかったので、全世帯に配布しますということを国がやったというふうに西日本新聞に書いてあるんですね。何が起きているかというと、僕もそうなんですけど、家にラジオはあるんですよ。でも、どこにあるかわからないです。ふだん聞いてないから。そういう状況だからこういう災害のときになくて困るわけですね。

それで、先ほど熊本地震で、ワイドFMを聞いてよかったよという話が紹介されましたけれども、それについても例えばニッポン放送の報道発表で熊本の被災地に携帯ラジオを500台無償支援して、ワイドFMが避難所で聞けるようにしますというようなことをわざわざ報道発表しているんですね。つまり、配ればその後はみんな聞くようになって、聞いたら、ここの補足説明資料にあるように感謝するけど、配るまでは誰も聞いてないわけですよ。だから、僕はこういうことをやるんだったら、同時にワイドFMをみんなが聞くという習慣をつけることが必要で、それができないんだったら、この施策、ほとんど意味がないんじゃないかと思いますけど。

【説明者】 放送技術課長、久恒でございます。東日本大震災の例が資料の中にございましたが、パワーポイントでいきますと2ページ目でございましたけれども、別に東日本大震災のときにラジオを初めから配ったわけじゃなくて、震災が起きたときにまず第1番にラジオを聞かれたという、この数字が一番迫力のある情報だったということをもちまして、AM事業者様のやっている事業を今度FMのほうでもということをきっかけにしましたというご説明を申し上げたとおりです。

今回の益城町におきましても、先生のおっしゃいますとおり、ラジオ受信機がどこにあるのかとか、そういう課題もございますが、今から皆様のほうにお配りするものとして、例えばニッポン放送様であり、ラジオ受信機メーカーであれば、ソニー、それからパナソニック様のご協力を得まして、当時経済産業省からのご協力もいただいたわけでございますが、室内でちゃんと聞けるものということになりますと、AMは、確かに避難所にいますと、雑音が多いものでございますから、ワイドFMということで、FMの音で、AMじゃ室内で聞きにくいものですけれども、室内にいてもちゃんと音が聞こえるものというこ

とで、ワイドFMの整備をしていったということが実は無償配布、益城町なんかで配布されたことの背景でございました。

先生のおっしゃいますとおり、これからの普及では、確かに災害では非常に役に立つものでございますので、ワイドFMのバンドに対応した受信機というものをますます広めていく必要はあろうというふうに認識します。

【山田】 その次にもう1つ伺いたいのは、補完放送を行うことがラジオ局の経営に負担がかかるということです。塔を建ててあと何もしないわけじゃなくて、当然維持管理をするわけで、維持管理に費用がかかりますが、各放送局の社長会見をざっとさぐったら、TBSラジオだけ発言がありまして、ワイドFMのステーションに1億円費用が毎年積み上がるということがあって、それを頑張らなきゃいけないというふうに社長が話していました。TBSラジオだから1億円は別に関係ないかもしれないんですけど、地方のラジオ局の中には非常に経営規模が小さいところもありますから、そうすると、次は日常的なワイドFMのオペレーションのために補助金を出すというようなことになってしまうのではないかとおそれるんですけど、それはいかがですか。

【山田官房長】 すみません。議論の最中でございますけれども、ご議論をいただきながらコメントシートへの記載をお願いいたします。

それでは、お願いします。

【説明者】 先生、今お話しいただきました点でございますが、これは施設整備への支援事業でございまして、全く運営費に対する支援ではございません。そこははっきりと申し上げます。

先ほどその前に先生がおっしゃった話でございますけど、先ほどの久恒に補足させていただきますと、熊本はさっき申し上げましたように、不幸中の幸いといいますか、3月28日に初めて試験放送を出したんですね。ちょうど震災のときにフルパワーになってて、重なって、本免許を出したのはその後になるんですけど、そういうふうにたまたま重なっていた。そういう放送が始まるということは、確かに住民には認識されていなかったので、そこは総務省とか、受信機メーカーさんの支援もいただきながら配布するといったことで、非常に好評をいただいたところでございます。

あと、全国的に見ましても、先ほどTBSラジオの話もありましたが、関東広域で放送が始まったのは昨年末でございます。今まさにワイドFMが普及していこうという時期でございまして、これから全国的に今の聞きにくい従来型のAMラジオからFMへ移行する

時期でございまして、だから、先ほどの写真にもありましたように、量販店ではああいう ふうに積極的にPRしていただいていると。今後はラジオの視聴する場面というのは、地 方に行くと車の中ということが多うございますので、そこへの働きかけとかをしっかり取 り組んでいきたい、そういうふうに考えています。

【山田官房長】 有川先生、お願いいたします。

【有川】 冒頭、石堂先生から指摘があったこの補助金の根拠ですか、なぜ国民の税金 を使って民間のAM放送をFM化することに、それを整備していかなきゃいけないか。そ の根拠は、事業の目的が二本立てのように書かれていますけれども、国民生活に密着した 情報を投げるというのは国民の税金を入れないで民間の自助努力でやってもらうべきであ って、災害時における生命財産の確保に必要な情報をNHKだけではなくて、多元的にそ ういうルートも確保したいというのであれば、私たち納税者もそこに税金を投入するなら 仕方がないかなというふうに感じるところなんだろうと思いますが、制度設計として全て の民放のAMをFM化して、災害に対応するという、そこまでやる必要があるのかどうか 別として、ともかく税金を投入するのであれば、目的はもうちょっと絞ってもらわないと、 税金投入の合理性、理由にならないような気がします。とすると、アウトカムが平成30 年度までにAMラジオの親局において生じている難聴を全て解消するというのは、ここで とまったらまさに税金を投入する理由としては不十分なので、この後、災害等のときにき ちんと国民の情報、これによって難聴が解消してキャッチできるようにしなきゃいけない んだろうと思いますので、ここで山田先生のご指摘に関係してくるんですけれども、私も 十分知らなかったんですが、AM放送がFM化しているということをどれだけの国民が知 っているかというのと、現在、AM放送をFM化したところで、どれだけ受信できる体制、 そういう受信機を持っているかということと、今持ってない方はおそらく多くの高齢者が そう簡単には入手できないんだろうと思いますけれども、そういった方たちも、全て受信 できるような体制をどうやってつくるかという、そういったものが成果指標でないと、税 金をせっかく投入した費用が、民放の助けだけになっている事業になりかねないので、そ このところ、きちんと考えて、事業を制度設計して、この後効果測定していただきたいん ですが。

【山田官房長】 ご回答お願いします。

【説明者】 先生からご指摘いただいた点ですが、2つの目的があるということで、ここはなかなか我々としてはきれいに分けるのが難しいものではないかというふうに考えて

おりまして、ふだん日常から接しているからこそ災害時に役立つと。災害のときだけ特別な形をとるというものでもないかと思いますし、そういうときにはラジオというのが役立つ。テレビは持ち出せませんので。そういった面も効用としてあるということではないかと思っております。

それから、AMからFMに行くという話がございましたけど、これは放送事業者にしてみれば、AMをやめているわけではございませんで、言ってみれば、2波、2つの放送波を出し続けているということに実態はなっておりまして、そういったことで、それなりの負担は、先ほど山田先生からありましたように、財政的な負担はあろうと思います。当然ラジオ局はご案内のように、テレビ局と比べましても売り上げ規模、比べ物にならないほど小規模でございまして、初期の設備投資というのは負担が大きいものでございますので、今回目標は、カバーエリアの都市難聴が最も発生しやすい親局のエリアをまず成果目標として掲げたところでございます。まだまだ普及段階。これから普及させていくという段階にありますので、まずは放送エリアを確保するということが今始まったばかりのワイドFMの件でございますので、目標としてはそちらのほうが適切かと考えて、当方で設定しているものでございます。

【有川】 1点だけ、すみません。民間事業者の立場に立つと、そこに軸足を置くと、今の課長の説明はそれなりに納得できるんですけれども、納税者のほうに軸足を置いていただくと、なぜ私たちの税金をこういった民放業者に使えるのかということを考えていただくと、民放の放送がより高音質になることに対して、私たちの税金を使うのはやめてもらいたい。国民の災害に対してちゃんとサポートするという意味でしたら納得できるんですけれども、民間の放送をより高音質化することに補助金の、2つの目的の片方があるんだと言われると疑問に感じるんですが。

【説明者】 放送事業者も、民間事業者といいましても、放送法で災害放送を行うということは義務づけられておりまして、それなりに一定の制約がかかった事業者だと考えております。そこに対して、災害時にはそういった放送を公的な使命感のもとやっていただくということもありますので、政府としても支援する、国として支援するということは一定の合理性があるのではないのかなというふうに考えております。

また、受信機も、今普及しておるんですが、ここもワイドFMの一番安いのを調べましても1,000円ちょっとで入手できます。特別高額ではありません。これからどんどん広まっていけば、クリアな音質が聞けて、国民の皆さんもその便益を享受できるということ

は、今の聞きにくい電波を流すよりも便益が上がるということで、それが早期に享受できるということは国民にとってもメリットがあるのではないかなというふうに考えております。

【山田官房長】 すみません。コメントシートをお書きいただきながら、ご議論を続けていただきたいと存じます。

では、楠先生、お願いいたします。

【楠】 多くの人がテレビを見る中で、ラジオがどれだけ普及するかというのは、この 事業だけではなくて、総務省全体の取り組みとして、どこまでラジオというのを普及させ ることが政策的に望ましいのかというのは考えていかなきゃいけないことなので、それが なしにこれだけやっても確かに効率が悪いというのは事実だと思います。ですので、その 見直しというか、あり方については考えていくべきだと思います。

目的が混在しているという議論があって、民間事業者がお金をもらって、結局は収益事業につながるというのであれば、ただ得じゃないかという意見もあると思うんですが、そこは難しくて、防災目的で国の施策としてやっているんだけれども、副次的に収益事業にもつながっていくということなので、補助率も何十%というふうな話に落ちつくと思うんですが、そうであるならば、むしろ議論の整理の仕方としては、防災目的のために必要なんだと。補助はするべきなんだと。なんだけれども、結果的には収益事業に一定程度の貢献があるので、補助率はこうしましたというふうな形で、何らかのエビデンスを出して、それが2分の1、3分の2となった根拠を示していただければ整理はつくと思うんです。ただ、目的として2つあるんだと言われてしまうと、そうであれば、ほんとうに補助は必要なんですかと。もうかるんだったら、自分で勝手にやるんじゃないですかというふうに言われてしまうので、その辺の整理ってあまりついてないんです。目的としてはわかるんですけれども、その辺いかがなんでしょうか。

【山田官房長】 整理してご回答をお願いいたします。

【説明者】 先生から今お話ししましたラジオの普及という点につきましては、ご指摘のとおりで、始まったばかりでございますが、それはしっかりこういうワイドFM、こういうことをやっているということを認知させるような取り組みはご指摘のとおり、重要なことだと思っています。

先ほど言いました災害目的がひいては各企業の利益に貢献しているというので、目的が 難しいということでございますが、補助率の考え方、ご指摘のように一定の整理はしたい と思っております。ただ、従来からこういった過去の、今回の助成率はそういった電波遮蔽事業とか、携帯電話の難聴地域の対策とか、そういった補助率と同等の補助制度です。 バランスを見て、今回つけておりまして、特に同じような民間事業者で、こういった補助事業を受けるということを特段差があってはいけないと思って、こういった補助率になって、横の関係で言いますと、そういう関係で、この補助率になっておる現状はございます。

【楠】 この根拠法令というか、閣議決定なんかも書いてありますけれども、最後時間がなかったのでお話にならなかったんですが、最初に国土強靱化の話がずっと来ていて、その後に19ページですか、IT国家創造宣言というのが閣議決定であって、ここでは自然災害というのが強調されているんですね。その後に来るまち・ひと・しごと創生総合戦略というところでICTの話になって、そこで挙げられているのがWi-Fiとか、高速モバイル、ブロードバンドというのがメーンで挙げられていて、おそらくそれにラジオも入るということで、21ページで、最後の最後になってラジオにおける難聴解消となっていて、流れからすると防災がほぼ100%ですよね。それを確認したいんですけど。

【山田官房長】 いかがでしょうか。事業の目的がずっと議論になっておりまして、防 災に関する部分というのが非常に重要なのではないかというご指摘を複数の先生からいた だいておりますけれども、その点いかがでしょうか。

【説明者】 防災というのは大きなファクターであることは当然間違いない、そこは思っていますが、全てが防災のためだけかというと、そこは現在の放送法の目的に照らして考えると、国民にきちっと割り当てた放送波がちゃんと享受される状況をつくる。そういった目的も当然にあろうかと思いますので、繰り返しになりますが、災害情報も含めた情報の提供手段をきちっと確保する、そういったことが目的になろうかというふうに考えております。

【山田官房長】 では、赤井先生お願いします。

【赤井】 大体論点は出たと思うんですけど、大きなところからいくと、今議論していました最後の20ページ、21ページにあるひと・まち・しごと、日本を元気にさせるという一環でいろいろな情報通信環境が地域にもあれば地方も元気になるという流れだと思うんですけれども、今の時代で言うとテレビとか、ブロードバンドとか、ネットを若い人も使っているということで、ラジオは、確かに持ち歩けるとかあると思うので、重要だと思いますけれども、優先度は低くなってくると思うので、災害で重要と。財政的に余裕があれば、こういうような別のところでもラジオ普及していくというような優先順位になる

のかなというふうに思います。そこは優先順位をどうするかという問題だと思います。

それから、災害に特化したときにちょっとお聞きしたいのが、NHKが聞けないエリアと、例えば、今度ふやしていただいた、13、14、15、16ページ、すごくわかりやすくて、補助金交付は適正化されているという努力がすごくわかるんですけれども、ここで言う難聴エリアというのは、NHKラジオも聞けないエリアのことなんでしょうか。それとも、民放のほうが聞けないというエリアなんでしょうか。単純な質問ですけど。

【説明者】 これは民放が聞けないエリアでございます。

【赤井】 今NHKが聞けないエリアというのはどのぐらいあるんですか。

【説明者】 基本的にNHKは受信できる環境をみずから整備する義務がかかっておりますので。

【説明者】 基本的にNHKはAMとFM、両方使えますので、どちらかを使ってあまねく届けるという義務が放送法上かかっております。ですので、今のところは難聴はないという感じになっています。

多分聞いている人もそこがわかってないかと思うんですけど、ほんとうに生 【赤井】 きていけないみたいな状況になるかというと、ある程度NHKで情報が入れば、ラジオが あることは当然ですけど、最低限の生存にかかわる部分はクリアできるとすれば、その上 の部分の付加的なところとして、7ページの補助の必要性というところにまさにあります けれども、NHKだけに限らず、多様な情報提供手段があったほうがより災害時には役立 つ。これはもっともだと思うんですけれども、そこのほんとうに生存にかかわる部分だと お金で議論できない部分があるかと思うんですけれども、次のステップで、生存を超えて、 その後早く災害から立ち直れるとか、そういうようなところに複数の手段があったほうが いいという議論のときにはお金にかかわらずどんどん整備すればいいという議論にはなら ないのかなというふうに思っていまして、付加的なところはまさに必要に応じて、難しい んですけど、多様な情報提供によってどれぐらい人々の生活が改善されて、私、財政が専 門なので、国民が納得できるレベルだとしたら、どこまで税金を使って整備したらいいの かという、そういう視点を整理されて議論されると、その結果として補助率はどのぐらい であるべきなのかとか、どのエリアまで、全国全てにやるべきなのか、ほんとうにそこが 役立つようなところまでやるべきなのか。通常だとあまり人が何人住んでいるかで議論で きないと思うんですけれども、生存の話になってくると。ただ、どうしても付加的なサー ビスになってくると、人口が多いところとか、経済効果が見られるところというような議 論をある程度しても、議論ができるのかなという。ほんとうに生存、生きるか死ぬかのときは5人と500人で、5人だったらしないというわけにもいかないと思うんですけど、もう少しそこのところで経済的な、財政的な議論みたいなのが付加的だったらできるのかなというふうには思いました。

以上です。

【山田官房長】 ありがとうございます。コメントシートのほうをそろそろご提出をお願いできればと思いますが、北大路先生のほうで取りまとめをしていただいておりますが、 議論のほうは引き続きお願いしたいと思います。

では、石堂先生、お願いいたします。

【石堂】 先ほどの楠先生の議論の流れみたいなものなんですけれども、私、最初に目的が並列になっているという話をしましたけれども、先ほどご説明いただいたときに、災害だけではないんだというご説明がありましたけれども、この施策を打つと、こういういいこともあるし、こういういいこともあるしというのが並ぶのは一見すごくいいことのように見えますけれども、このためにだったらどうしても国民の税金をつぎ込む必要があるんだということが絞り切れてないことを示しているんだと思うんですよ。今、委員のほうから議論があったように、やっぱり災害なんじゃないですかという感じになってくるときに、災害とは言ってもそのためだけに税金を投入するということは、どうも総務省としても説明し切れないということを示しているような気がするんですけどね。それで、一般的な放送文化全体の話があって、そっちにも寄与するんだと。じゃ、そっちの目的だけでこの税金は使っていいのか。いや、どうもちょっと弱い。災害時のことも絡めないと、これはどうもというふうに、2つの施策が寄りかかっているだけで、片一方外すと倒れてしまうような感じだから、こういう表現になるんじゃないかと思うんですけれども。

【山田官房長】 説明者のほう、いかがでしょうか。

【説明者】 先生の言わんとするところはわかるんですけれども、ただ、災害の放送だけをする放送設備というのを支援するというのも現実問題として難しいことでございまして……。

【石堂】 そんなことを言っているつもりはなくて。

【説明者】 やはり放送する以上はそこはちゃんとした番組で……。

【山田官房長】 すみません。ご質問をわかりやすくして下さいますでしょうか。

【石堂】 要するに、災害のときだけ急に放送しろなんていうことを言っているつもり

はなくて、さっき委員のほうからもあったように、災害時のために整備しても日常も放送 を聞けるようになる、それは当然だと思うんです。ただ、税金を投入する目的は究極何な んだというときに両方があるというのは、ほんとうはおかしいですよと言っているんです。

【山田官房長】 すみません。財政的な支援の目的についてはクリアにすべきではないかというご指摘だったかと思いますけれども、説明者のほう、いかがでしょうか。

【説明者】 繰り返しになるんですけれども、災害というのは最も大きなファクターであることは間違いなんですけど、それを主としていた事業であるということは疑いようもないことだと思っております。

【有川】 ちょっといいですか。関連して。ちょっと切り口を変えて聞くんですけれども、災害の目的がなくて、国民生活への情報提供という意味で、こういったFM化を民放事業に補助金を出すということについては、それだけの目的で出すということはあり得ると考えておられますか。

【説明者】 ちょっと仮定になるとよくわからないんですけど、災害があるからこそこの事業があったのではないかと思います。先ほど赤井先生からもありましたように、ラジオというものの国民生活における地位というのは、確かに下がっている面はあるのかもしれませんけど、高齢者とか、特に災害の被害者になり得る人を見ますと、ラジオのリスナーを見ても高齢者の比率は、年代別に見ると、当然高いんですね。ラジオはなくていいのかという議論に極端になりますと、そういった高齢者対策も含めて、弱者対策という視点からしても必要なことではないのかなというふうに考えています。

【山田官房長】 ほかご指摘ございましたらお願いいたします。山田先生、お願いいた します。

【山田】 このレビューシートには27年、28年度の予算等が表記されていますけど、 完成年までに全部で総額幾らの事業ということになっているんでしょうか。平成30年度 までやるので、そこまで予算がほんとうはあると思うんですけれども、総額は。

【説明者】 これは各放送事業者に事業規模を聞いてそれから集計していくんですが、30年までですよということを放送事業者には既に通達していまして、今放送事業者のほうで申請準備とか、事業規模とか、放送局によってできるだけ安くあげるように我々も指導していますから、既にある鉄塔を利用するとか、今そういった積算をしておりまして、最終年度までこのくらいの規模になるというのはちょっと持ち合わせてないですかね。

【説明者】 ちなみに来年度やりたいと言っているAM事業者、それから、この事業自

体は地理的難聴も対応できますので、FM事業者さんからもご要望がございます。また、コミュニティFMのほうも自治体さんがバックアップしているコミュニティFMなどがございまして、そこのご要望だけで来ていまして、来年度にやりたいとおっしゃっている方は予算規模で言うと20億弱ぐらいのご要望が来ている状況。当然この中からある程度は精査して、もうちょっとシュリンクできるのではないかなと思いつつも、私どものほうでも昨年度から30年までに終わらせなさいよというのをかなりきつく言ってきたところもあって、急に制度が始まる前のアンケートでは手を挙げてなかったところがわらわらと出てきていまして、若干増えるような兆しはある。最後に駆け込んでくるようなところも若干あるんじゃないかというような気がしているところでございます。

【山田】 やっぱりそれは説明は事実を説明されていると思うんですけど、国民目線から言ったら納得しがたいところがあると思うんですね。始めるときにもちろん正しくぴったりになる必要はないんですけれども、大体このぐらいの金額を必要とするということで予算を確保されないと、始めてから後からいろいろ来たので、増えましたというのでは、あまりきちんと管理されていないと思うんですけど、いかがですか。

【説明者】 本来であれば先生のご指摘のような考え方のほうが、国民の立場に立てば透明性とか負担がどのくらい出るかという観点からわかりやすいことだと思っておりますが、あと残り2カ年となっておりまして、ある程度時限を切って進めることが効率的かというふうに今となっては考えております。

【説明者】 あと特に自治体さんが、当初放送事業者さんが主に主体だろうと思われていたんですが、自治体さんからの問い合わせがかなり多くなってきたと。放送事業者さんから終わっちゃうよというのを聞いて、放送事業者としてはちょっときついんだけれども、自治体がバックアップしてやろうというような話がちょっと増えてきているという状況でございます。

【山田官房長】 ありがとうございます。それではそろそろ時間でございますので、取りまとめ役の北大路先生から、コメントシートから代表的なものを紹介いただいた後に、 票数の分布、評価結果案及び取りまとめコメント案のご説明をお願いしたいと存じます。

【北大路】 全員から、この目的が曖昧で、災害対策であることを明確にすべきだという、これは一貫して全員の方からご指摘があったと思います。代表的な例ですが、まず目的において災害リスク時に必要なことは何かを明確にして明示することが重要である。

災害時のラジオの有用性はあると思われるが、NHKに加えて民放による多様な情報提

供手段を確保する必要性に関して国税をどこまで投入すべきか、費用対効果の分析評価が 必要である。日常生活におけるラジオ放送の普及と災害時の対応が事業目的として並列さ れているが、前者においては圧倒的にテレビが情報手段になっており、国費を投じるまで ラジオ放送の普及を図ることが必要なのか、疑問である。

また、災害時に関してはNHKが国民の受信料を使って難聴対策を行ってきたということをどう見るのか。災害時、ラジオの有用性については周知が必要である。

メンテナンスの対応についても考えるべきだろう。

税金投入の目的を災害対策に絞るべきである。ワイドFM対応ラジオを普及し、利用してもらう努力抜きに事業は成功しないが、ラジオを人々が聞かなくなっている現状で災害対策のためにラジオをどう維持させるか、これは重要な基本問題である。ここについて検討しないままワイドFM化を行ってもむだ遣いとなるおそれが多いというようなご意見が代表的なものだと思います。

いただいた評価は、事業全体の抜本的な改善が4名、それから事業内容の一部改善が2 名でございますので、本件の評価結果案としては事業全体の抜本的な改善としたいという ふうに思います。

コメントの文章でございますが、民放事業者への多額の税金を投入することに合理性を与えるためには事業目的が災害対策であることを明確にすべきである。この目的にふさわしい評価指標を設定すべき。そして、費用対効果の分析評価が必要である。また、ワイドFMの利用を広げる努力も必要であるというような形にしようかと思いますが、いかがでしょうか。

【山田官房長】 では、そういう形でよろしゅうございましょうか。――ありがとうございました。それでは、ただいまの議論を受けまして取りまとめとさせていただきたいと存じます。

それでは、2件目の案件にかかる議論はこれで終了させていただきます。3件目の案件につきましては、そちらの時計で12時10分から再開させていただきます。ありがとうございました。